

件 名	「持ち主不明の年金記録」解消に向けた独自調査の実施について
経過・現状 政策課題	[国等の状況] ・持ち主不明の年金記録の確認を行うため、社会保険庁は平成19年12月から平成20年3月まで「ねんきん特別便」を送付し、各社会保険事務局で電話勧奨、文書勧奨を実施してきた。 ・持ち主と思われる年金受給者がいるものの、最新の連絡先が把握できず、連絡がとれないため、年金記録問題の解消には至っていない。 ・このような年金受給者に対し、名古屋市が把握する情報を利用し、独自に調査を実施。約8割の連絡先が判明。神戸市、大阪市、京都市、姫路市も独自で調査を進める方針。 ・社会保険庁では、平成21年11月13日付で全市区町村に対して調査協力の依頼をすることを明らかにした。 [堺市の状況] ・10月29日 社会保険庁からの年金記録受領と本市保有の連絡先等の情報提供に関し、堺市個人情報保護審議会へ諮問 11月24日 堺市個人情報保護審議会答申
対応方針 今後の取組 (案)	[対応方針] 社会保険庁からの協力依頼に先行して、市独自の判断のもと、下記のとおり、先行して調査を実施し、年金記録問題解消の一助とする。 1. 調査対象者 年金記録があるが連絡がとれない年金受給者の堺市民、643名 (1,014件分) (大阪社会保険事務局の調査による) 2. 調査内容 ・大阪社会保険事務局から調査対象者名簿の提供を受ける。 ・市が保有する国民健康保険・介護保険情報及び後期高齢者医療保険制度の情報をもとに、居所・連絡先を把握する。 ・電話連絡や訪問調査を行い、連絡先判明者に対しては、社会保険事務所に受給手続きをするよう勧奨する。 ・既に市外に転出されている場合等、連絡先が不明な方については、社会保険事務所に事情を報告する。 3. 調査担当者 本庁保険年金部及び区役所保険年金課の職員 4. 調査経費 約200万円(電話代、時間外手当) 国民年金等事務取扱交付金が交付される予定。

	５．市民周知方法 報道発表、広報さかい 12月号、堺市HP掲載 [スケジュール] 11月25日 大阪社会保険事務局長と覚書締結 調査業務着手 12月1日 対象者への電話連絡、訪問調査開始 12月28日 調査終了 22年1月 調査結果の公表
効果の想定	市が年金記録の確認調査をすることにより、市民の年金受給に役立てる。
関係局との 政策連携	各区役所